

# 八王子市立七国小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

### 八王子市立七国小学校 いじめ防止基本方針

#### 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① いじめを生まない・許さない学校づくり（未然防止）
- ② いじめを初期段階で「見える化」する学校づくり（早期発見）
- ③ いじめを解消し安心して生活できるようにする学校づくり（早期対応）
- ④ 問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり（重大事態への対応）

#### 〇令和8年度の重点項目

- ・学校いじめ対策委員会の実効的かつ法に基づいた適切な運営
- ・取組が保護者・地域に理解いただけるよう説明・発信に努める

- まず、子どもを信頼していることを示そう
- いじめ予防の基本として授業の充実を目指そう
- 子どもをみる目を養おう
- 教職員間の情報共有を大切にしよう
- 保護者・地域社会と共に手を取り合おう（5つの提言／都教委）

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 学校いじめ対策委員会の実効的かつ法に基づいた適切な運営
- 認知漏れになりやすい「いじめの例」の理解
- いじめの未然防止・傍観者をつくらない教育活動の充実
- 学校の取組みの説明と保護者・地域への理解啓発
- 「法の理解」のための校内研修の充実
- 児童の豊かな心を育む指導の充実
- 教育委員会主催の研修受講者による研修内容の学校への還元

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週火曜日 15時25分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教務主任、経営支援専任、スクールカウンセラー、全教員  
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

- ① 把握 いじめが疑われる事実は学校いじめ対策委員会に報告・学校全体で共有
- ② 事実確認 調査実施、調査の結果・対応を児童・保護者に説明
- ③ 認知 いじめであるか否かの判断
- ④ 対応 具体的な対応を協議、組織的に対応、保護者に情報提供
- ⑤ 解消判断 いじめが止んでいる状態が3カ月以上経過しており被害児童が心身の苦痛を感じていない

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 「調査報告書及び7つの提言の理解」「重大事態の理解と対応」「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 6月・11月・2月 「ふれあい月間の効果的取組」「いじめへの組織的対応」
- 1月「傍観者をつくらないための学級での指導」視聴覚資料活用研修

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- 〇いじめ防止等に関する授業を全学年で年間3回以上実施する。
- 〇道徳授業地区公開講座の活用  
全学級で「友達との関係」や「思いやり」に関する授業を実施することで、学校と家庭で「いじめを許さない」という認識を改めて共有する。
- 〇6月・11月・2月「ふれあい月間」の取組みを実施し「いじめ防止」への対応を含め、安心して学べる環境を構築する。

### SOSの出し方に関する授業

- 〇児童に、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導する。
- 〇東京都教育委員会のDVD教材「自分を大切にしよう」等を活用し、身近にいる信頼できる大人に相談することや、相談を受けた際に受け止めることの大切さについての授業を実施する。
- 〇校長講話、学級での指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等に、不安や悩みを抱えたときに相談する大切さに関する指導を繰り返し実施する。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇実施日 6月16日
- 〇校長講話「いのちの大切さ」  
一人一人のかけがえのない命を大切にするとともに、周りの友達や家庭がお互いに思いやりをもって生活することの大切さについて話をする。
- 〇全学級授業公開（道徳授業地区公開講座）  
地域や保護者に「特別の教科道徳」の授業を公開し、授業で児童の学習の様子を知らせ、道徳教育のあり方をともに考える機会とする。

### 児童の自己肯定感を高める取組

- 〇学年や発達段階に応じた目的や役割を児童一人一人に設定する。
- 〇特別活動を中心に異学年交流活動・係活動・委員会活動・クラブ活動等とおして児童一人一人が達成感を味わえるような活動を設定する。
- 〇児童による「よいところ見つけ」等、行動事実と価値付けの相互交流を行う。
- 〇教職委による児童のよさの発見と、集団の中での価値付けを行う。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を保護者・地域・関係機関に公開する。
- ・学校ホームページ及び保護者会等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。